

農業者のみなさまは、国民への食料の安定供給等に重要な役割を担っています。農林水産省より、「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関するガイドライン」が発出されましたので概要をご連絡いたします。

## 1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

○農業者・従業員等に感染予防策を要請します。

- ①体温の測定と記録
- ②発熱などの症状がある場合は、関係者への連絡と自宅待機
- ③37.5℃以上の熱が4日以上継続した場合等は、関係者に連絡の上、保健所に問い合わせ
- ④屋内で作業をする場合は、できる限りマスクを着用多人数で行う場合等、状況に応じて換気を行う
- ⑤集出荷施設等への入退場時には手洗い、手指の消毒
- ⑥ドアノブ、手すり等人がよく触れるところは、拭き取り清掃
- ⑦密集・密閉・密接は避ける



## 2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

患者が発生した場合は、保健所の指示に従い対応してください。

- 患者が確認された場合には、関係者に周知するとともに、保健所に報告し、対応について指導を受けてください。
- 保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。
- 濃厚接触者と確定された農業関係者には、14日間の自宅待機及び健康観察を実施してください。
- 濃厚接触者と確定された農業関係者は、発熱又は呼吸器症状を呈した場合は、保健所に連絡し、行政検査を受検します。

## 3 生産施設等の消毒の実施

- 保健所の指示に従って、感染者が作業に従事した区域の消毒を実施します。緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が作業に従事した区域のうち、頻りに手指が触れる箇所を中心に、アルコールで拭き取り等を実施してください。
- 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はありません。

お問い合わせ先

【人の場合】

- ・ 県北保健所 024-534-4113
- ・ 福島市保健所 024-535-8661
- ・ 相双保健所 0244-26-1329
- ・ 厚生労働省 相談窓口 0120-565653

【家畜の場合】

- ・ 県北家畜保健衛生所 024-531-1301
- ・ 相双家畜保健衛生所 0244-24-3451

※詳細につきましては、関係機関と連携してご相談にあたりますので各地区本部や最寄りの営農センターにお問合わせ下さい